

横濱花博連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、横濱花博連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、旧上瀬谷通信施設跡地での国際園芸博覧会に向けて、上瀬谷・上川井農業専用地区協議会、行政、企業、各種団体、個人等が情報交換し、一致団結して横浜市内外に積極的に訴えかけることにより、誘致の実現、開催の成功を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際園芸博覧会に係る誘致活動に関する事業
- (2) 横浜市内外における開催機運の醸成に関する事業
- (3) 前2号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する企業、各種団体、個人をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以上
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 2名
- (5) 会計 1名
- (6) 顧問 若干名
- (7) 相談役 若干名
- (8) 会計監査 2名

(役員の選任)

第6条 会長は会員の互選により選任する。

- 2 副会長、事務局長、副事務局長、会計、顧問、相談役、会計監査は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 任期途中で役員を増員する場合は、役員2名以上の推薦と、役員会での決議を経て決定する。

(役員の職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長の職務を補佐し、会長が職務を全うできないときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を代表し、統括する。
- (4) 副事務局長は、事務局長を補佐する。
- (5) 会計は、協議会の出納を行う。
- (6) 顧問、相談役は、協議会の事業に関して、専門的なアドバイスを行う。
- (7) 会計監査は、協議会の会計を監査し、協議会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 定期総会は、会長が年1回これを招集する。ただし、会長は、必要に応じて、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、会員の委任状を含む3分の2以上が出席することで成立する。
- 3 決議事項については、出席会員の過半数の賛成をもって成立する。
- 4 総会での決議事項は以下のとおりとする。
 - ・規約の改定
 - ・役員の選任
 - ・会計年度における事業計画および予算、決算
 - ・その他役員会が決議した協議会の運営に関する重要な事項
- 5 総会の議長は会長が務める。

(役員会)

第10条 会務の円滑な執行を図るため、協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 役員会は、第5条(1)～(6)の員をもって構成する。
- 4 役員会は、役員の委任状を含む3分の2以上が出席することで成立する。
- 5 決議事項については、出席役員の過半数をもって可決する。
- 6 役員会での決議事項は以下のとおりとする。
 - ・総会での決議事項に関する内容
 - ・事業計画に基づく協議会運営に関する事項
 - ・会長および役付役員に関する事項
 - ・その他協議会運営に関する事項
- 7 役員会の議長は会長が務める。

- 8 会長は、必要に応じて、議事に関係のある者の出席をさせ、その意見、または説明を求めること、あるいは資料等の提出を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、会長は事務局を瀬谷区又は旭区内に設置する。

(寄付)

第12条 協議会は、各種団体、企業、個人からの寄付を受け付けることができる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(解散)

第14条 協議会は、役員会の決議を経て解散する。

(残余財産)

第15条 協議会が解散するときに有する残余財産については、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(補足)

第16条 この規約に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は、役員会の審議を経て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和元年9月27日から施行する。